

和束町国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 平成30年2月20日(火)
午後8時00分～
場 所 商工会館研修室

出席委員 公益代表：中井喜彦会長、前田正子副会長、松田隆之委員
被保険者代表：大西慶子委員、渡邊千代美委員
保険医等代表：柳澤 衛委員、井上茂樹委員、山口政延委員
和束町 堀町長
事務局(税住民課)：細井課長、吉田保険年金係長

1. 開 会

2. 会長あいさつ

今年4月から国民健康保険が京都府単位となるということで国民健康保険税率について諮問がありますので結論を出していきたい。答申については日程的に間に合わないので本日答申を出していきたい。

3. 町長あいさつ

4月から国民健康保険が広域化する。それに伴う条例改正を議会に提案すべく準備を進めているが、その前にみなさんに諮問させていただきご意見を頂戴したい。

4. 諮 問

- 1) 国民健康保険の広域化に伴う国民健康保険税の税率について
- 2) 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 3) 和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 4) 和束町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について

5. 議 事

会議録署名委員の指名 | 被保険者代表：大西慶子委員
保険医等代表：井上茂樹委員 を指名

- 1) 国民健康保険の広域化に伴う国民健康保険税の税率について
- 2) 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 3) 和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 4) 和束町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について

税住民課 | 税住民課から配布資料「和束町国民健康保険運営協議会

資料一覧」に基づき説明。

最初にこれまでの経過、その後保険税額について説明
本町の場合、旧制度のままだと納付金で 121.1%、保険税で 125.2%となるのに対し、広域化後は、納付金では 74.7%、保険料では 92.7%となる。

更に対 28 年度比が 100%を超えている市町村には激変緩和措置が適用され、それに引っ張られる形で 28 年度比 92.1%の 103,288 円となる。

本町は国民健康保険税に 4 方式を採用しており、医療分、支援金分、介護分それぞれで示された本算定の数値及び現行の数値との比較では、医療分では現行と比較してすべての係数でマイナスとなっているが、支援金分では平等割、介護分では所得割、均等割、平等割でプラスとなっている。

モデルケースによる比較では、所得のない単身世帯ではマイナスの 1,800 円。

2 人世帯で世帯収入 300 万円の場合、マイナス 27,000 円。

4 人世帯で世帯収入 500 万円、マイナス 42,700 円。

以上のことから、税率については引き下げるべきところではあるが、京都府への納付金や標準保険料（税）率の算出に用いられる医療費指数反映係数（ α ）や所得係数（ β ）は、毎年の医療費の動向や所得状況によって左右され、算出される納付金額や必要とする保険料（税）額は毎年異なることとなり、場合によっては毎年改定する必要があるため、しばらくはこれらの動向を見極める必要があると思われる。

激変緩和措置は平成 35 年度までを目安に実施される見込みで、医療費等の急騰がない限り、この水準は維持されると思われる、国保財政の安定運営、弾力的な運用が可能となる。

安定運営による黒字のストックで平成 35 年度以降に標準保険料（税）率の増が提示されても当面は現行水準の維持が可能であると思われる。

以上の理由から、税率については当分の間据え置くこととしたいと考えている。

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法の改正により課税額の定義づけの改正。

和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法の改正により国民健康保険運営協議会の名称が変更される。

和東町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則については、国民健康保険法施行規則の改正により、委員の任期が 3 年になる

会長	一番気になる税率について据え置きということで諮問をいただいた。これからみなさんに議論していただきたいが、広域化によって何が変わるのか。市町村によって方式もばらばらで何も変わらないように思うが。
税住民課	ゆくゆくは京都府で一つの算定方式となる。 近隣では大阪府等で一本化してスタートされる。
会長	私たちは最初からそうなると思っていた。 将来のことを考えてのことだと思うが。
税住民課	高額医療費の多数該当のカウントの仕方が変わる。
委員	「30年度の保険料は、市町村独自事業分（保健事業等）を加味した上で、H28決算額の法定外繰入のほか、国保ペナルティの繰入等を差引して推計」とあるが、この差引により何か影響はあるのか。
税住民課	国保ペナルティの額はそんなに大きくない（数万円）ので影響は少ないと考える。
委員	医療費の地域差指数は平成27年度で0.903だった。平成26年度は1.029だった。指数の変化があればどれぐらいの影響を受けるものなのか。 収納率について平成26年度から28年度の和束町の平均は95.17%、京都府の32年度の目標は95.74%。クリアできる算段はあるのか。
税住民課	過去3年のうち一番低い収納率をかけて保険料総額が出されている。 本町は年々徐々に上がってきている。現年度分であっても滞納事案については京都地方税機構に移管している。地方税機構の収納率も年々上昇している。その要因として不納欠損も含めて滞納処分を法に基づき適確に実施しており、納税者は現年度分に回すことができていることがあげられる。
委員	年々ハードルを上げていかれることを懸念して質問した。
委員	今は黒字だが、今後赤字となっていく場合、保険税はどうなるのか。

税住民課	<p>赤字の要因としては医療費の高騰があげられる。</p> <p>今までは超高額な医療費の請求に対し国保財政が耐えられなかった。</p> <p>そうした時に市町村が困らないように納付金という制度が設けられた。各市町村は毎月国保連合会に医療費を支払うが、その支払い分を京都府が市町村から集めた納付金を利用して支払う。財政運営は京都府が担うというのはそういう趣旨である。</p>
委員	基金の現在高は？
税住民課	<p>27年度決算で500万円、28年度決算で1,000万円、計1,500万円の基金を積んでいる。またそれと別に28年度決算で4,000万円の繰越金がある。</p>
委員	今のところ余裕はあるが、将来どうなるかわからないということか？
税住民課	<p>税率を今触らないで、見込まれる黒字分をプールし、将来税率が上がった場合に備え、ソフトランディングできる(急激な上昇とならないように)ようにしたい。</p>
委員	口座振替でない方はどれくらいか？
税住民課	口座振替は200～300件であったと思う。
委員	広域化等支援基金償還金とは何か？
税住民課	<p>平成24年度に京都府からの借入金の償還金。</p> <p>平成30年度で償還が終わる。</p> <p>繰越金が4,000万円あり、それで対応できるので、保険税への上乗せは考えていない。</p>
委員	京都府からデータヘルス事業や直営診療所の件についてどれだけ干渉されるのか？
税住民課	<p>データヘルス事業については改定の時期であり、京都府からも必ず改定するよう強く指導されている。30年度中の改訂をめざしている。</p> <p>保険者努力支援制度の推進も強く言われている。都道府県単位の取組みであるので取組みが弱いと他市町村の足を引</p>

	<p>っ張ってしまうことになる。 直診については、特に関係はないと思われる。</p>
委員	<p>保険税の徴収方法はどうなるのか？</p>
税住民課	<p>今までどおりである。</p>
委員	<p>税機構ができてから収納率は上がっているのか？</p>
町長	<p>現年度に力を入れていっている。 滞納分を整理して現年度に回してもらおうようにしている。</p>
委員	<p>減額の声は上がってこないか？</p>
税住民課	<p>当然あると思う。</p>
町長	<p>目先だけの話ではそうなるが、長い目で見ると今は据え置きという判断をした。</p> <p>子育てにやさしいということを出すため、高校卒業まで医療費無料ということを始める。</p>
税住民課	<p>平成30年4月診療分から18歳までの医療費を無料とする条例改正を予定している。</p>
委員	<p>医療機関の偏在に対する給付費の格差の反映はどうなったか？</p>
税住民課	<p>医療機関の偏在が大きいということがありなかなか保険料率の統一化ができない。 ゆくゆくは偏在を解消しながら統一化に向けていく。</p>
町長	<p>1人当たり医療費の和東町の水準は？</p>
税住民課	<p>26年度はトップクラスであったが、27年度は最下位、28年度は18位くらい。</p>
委員	<p>保険料統一しないということだが3パターンぐらいになるのか？</p>
税住民課	<p>その議論についてはまだ先であるということ聞いてい</p>

	る。
委員	課税限度額はどうなるのか？
税住民課	4万円上がるということで予定されている。
委員	今回の条例改正に入っているのか？
税住民課	3月31日施行の予定となっているので、今回の条例改正には入っていない。
委員	短期証や資格証の発行はどこが行うのか？
税住民課	資格管理の一環となるので今までどおり市町村が行う。

採 決

- 1) 国民健康保険の広域化に伴う国民健康保険税の税率について
- 2) 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 3) 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 4) 和東町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について

いずれも全員の賛成により承認された。

6. 閉 会 前田副会長

国保の広域化によりいろいろ変動が出てきます。
加入者の負担が少しでも軽くなることを期待します。
本日はどうもありがとうございました。

午後9時15分閉会

上記内容に相違ないことを証するため、和東町国民健康保険条例施行規則第9条第2項の規定により署名する。

署 名 人 被保険者代表 大 西 慶 子

保険医等代表 井 上 茂 樹

(議事録原本には自筆の署名をいただいています)